

○高松市中小企業基本条例

平成24年12月26日

条例第92号

改正 平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市中小企業基本条例

多島美を誇る波静かな瀬戸内海と古くから深い関わりを有する高松は、県都として、また、四国の中核拠点都市として、着実に発展を続けてきた。本市の事業所の大多数を占める中小企業は、その成長と発展により、地域の雇用の創出と消費の拡大のみならず、税収の増加を通して地域経済の活性化と市民生活の向上という好循環を生み出してきた、本市のまちづくりに欠かすことのできない重要な存在である。

しかし、近年、経済のグローバル化や人口減少社会の到来等により、中小企業を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しており、このような状況の中で、本市経済の持続的な発展のためには、海外への事業展開、新分野への挑戦や創意工夫による経営革新を推し進める中小企業の育成と振興を図ることが強く求められている。

ここに、中小企業の育成と振興は、本市の経済の発展と市民生活の向上に欠かせないものであるという認識を、中小企業者等のもとより、まちづくりの担い手である市民、大企業者及び市が共有し、中小企業を一層元気にするにより、高松を人がにぎわい活力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の育成及び振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の育成及び振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、中小企業振興施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内で活動を行う個人又は法人その他

の団体（中小企業者等及び大企業者を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の育成及び振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重すること。
- （2） 市、中小企業者等、大企業者及び市民の相互の協力の下に行われること。
- （3） 地域経済の循環の促進を図ること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、中小企業振興施策の策定及び実施に当たっては、国、県その他の地方公共団体、経済団体、大学等の学術研究機関、金融機関等との連携協力に努めなければならない。

（中小企業者等の努力）

第5条 中小企業者等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めなければならない。

2 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第6条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の育成及び振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、中小企業者等との連携協力に努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市内で生産され、製造され、若しくは加工された物品の購入、提供される役務の利用等により、中小企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第8条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（施策の基本方針）

第9条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- （1） 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進すること。

- (2) 中小企業者の創業を促進すること。
- (3) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。
- (4) 市内消費の拡大を促進すること。
- (5) 中小企業者における従業員の雇用の安定及び福祉の向上並びに雇用機会の創出を図ること。  
(市からの受注機会の増大)

第10条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。

(調査研究)

第11条 市は、社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興施策を実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 中小企業振興施策を総合的に推進するため、高松市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、中小企業の育成及び振興に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項について市長に建議する。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 中小企業者の代表者
  - (3) 中小企業団体の代表者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の高松市中小企業振興条例（昭和47年高松市条例第34号）第12条第3項の規定により委嘱された高松市中小企業振興審議会の委員であ

る者は、この条例の施行の日に、第12条第4項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成25年2月7日までとする。

(高松市中小企業振興条例の一部改正)

3 高松市中小企業振興条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)